

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 消化器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 糖尿病・内分泌内科
- (5) 血液内科
- (6) 緩和ケア内科
- (7) 呼吸器内科
- (8) 脳神経内科
- (9) 外科
- (10) 消化器外科
- (11) 呼吸器外科
- (12) 心臓血管外科
- (13) 整形外科
- (14) 脳神経外科
- (15) 耳鼻咽喉科・頭頸部外科
- (16) 泌尿器科
- (17) 乳腺腫瘍外科

- (18) 小児科
- (19) 小児外科
- (20) 救急科
- (21) 放射線科
- (22) 麻酔科
- (23) 歯科口腔外科
- (24) 婦人科
- (25) リハビリテーション科

別表中

「

入院室差額使用料	1人室(A)	1日につき 3,600円
	1人室(B)	1日につき 3,000円
	2人室	1人1日につき 1,600円

」を

「

入院室差額使用料	特別室	1日につき 5,000円
----------	-----	--------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

(提案理由)

令和7年2月1日に、霧島市立医師会医療センター新病院を供用開始することに伴い、診療科目及び入院室差額使用料を改定する必要があることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。